

凡例
 健…健全化判断比率及び資金不足比率(H19年度決算)算定のための算定様式
 普決a-b-c…普通会計決算統計 a表b行列
 企決x-y-z…公営企業会計決算統計 x表y行列

決算統計等の数値を(千円単位)を百万円単位に四捨五入して計上する。(整数表示)によって、例えば「標準規模がA+B+Cと一致しないケース」や「歳入-歳出=形式収支とならないケース」などがある。

財政状況等一覧表 (平成20年度)

団体名 ○○市



1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	健1①歳入総額(1)	健1①歳出総額(2)				健1①地方債現在高(12)	
○○会計	健1①会計名						
××会計							
...							
一般会計等							

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
△△会計	法適一企決20-1-52又は企決20-1-53	法適一企決20-1-1	法適一企決20-1-23	法適一企決20-1-23	法適一企決24-1-12			
▲▲会計	法非一企決20-2-2	法非一企決2①歳出総額(1)	法非一企決2①歳出総額(1)	法非一企決2①歳出総額(1)	法非一企決24-1-12			
■●会計	それ以外一健1②歳入差引額(3)	それ以外一健1②歳入差引額(3)	それ以外一健1②歳出総額(2)	それ以外一健1②歳出総額(2)	それ以外一決算書を基に数値を記入			
...								
公営企業会計等計								

- 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
- 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
- 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ~)で表示している。
- 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
□□事務組合								
...								
一部事務組合等								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
◎◎土地開発									
★★道路公社									
◇◇財団									
...									
地方公社・第三セクター等計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	備考
財政調整基金				健4⑧1行目財政調整基金の充当可能基金
減債基金				健4⑧2行目の減債基金の充当可能基金(9)
その他充当可能基金				健4⑧1-2行目以外の充当可能基金(9)
充当可能基金計				健4⑧充当可能基金(9)の小計

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率						△△会計			
連結実質赤字比率						▲▲会計			
実質公債費比率						■●会計			
将来負担比率						...			
財政力指数				25.0	25.0				
経常収支比率									

- 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ~)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
- 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律Δ20%である(公営競技は0%)。